

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月8日

上越市長 中 川 幹 太

記

- 1 委託事務の内容（委託をした歳入等）  
上越市立歴史博物館における観覧料等の徴収事務
- 2 委 託 先  
名 称：株式会社上越シビックサービス  
住所又は事務所の所在地：上越市木田1丁目7番13号
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委 託 期 間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで